

Biz安否確認／一斉通報 利用規約 【現改比較表】 2023年7月31日現在

～2023年7月30日

2023年7月31日～

第1条～5条（略）

第6条（本サービスの最低利用期間）

第1条 本サービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間とします。但し、本サービス「ライトプラン」は、最低利用期間の設定はありません。

第2条 前項に規定する最低利用期間内に契約者の責に帰すべき事由により契約の解約があった場合、契約者は、契約の解約があった月の基本利用料に残りの最低利用期間（月数）を乗じた金額を違約金として当社に支払うものとします。

第3条 前項に関わらず、第1項に規定する最低利用期間内に契約ID数の変動により、契約ID数が利用開始月のID数に満たなくなった場合、契約ID数変動後の基本利用料とサービス利用料の合計（以下、本項において「基本メニュー料金」といいます。）が、利用開始月の基本メニュー料金を下回ったときは、契約者は、その差額を違約金として最低利用期間満了まで当社に支払うものとします。

第4条 本サービス「通常プラン」を解約すると同時に本サービス「お手軽導入プラン」の新規申し込みおよび利用開始された場合、本条第2項の違約金の支払いを要しないこととします。この場合において、本サービス「お手軽導入プラン」の利用開始日は、本サービス「通常プラン」の利用開始日とします。

第1条～5条（略）

第6条（本サービスの最低利用期間）

第1条 本サービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間とします。但し、本サービス「ライトプラン」[「スマホプラン」](#)は、最低利用期間の設定はありません。

第2条 前項に規定する最低利用期間内に契約者の責に帰すべき事由により契約の解約があった場合、契約者は、契約の解約があった月の基本利用料に残りの最低利用期間（月数）を乗じた金額を違約金として当社に支払うものとします。

第3条 前項に関わらず、第1項に規定する最低利用期間内に契約ID数の変動により、契約ID数が利用開始月のID数に満たなくなった場合、契約ID数変動後の基本利用料とサービス利用料の合計（以下、本項において「基本メニュー料金」といいます。）が、利用開始月の基本メニュー料金を下回ったときは、契約者は、その差額を違約金として最低利用期間満了まで当社に支払うものとします。

第4条 本サービス「通常プラン」を解約すると同時に本サービス「お手軽導入プラン」の新規申し込みおよび利用開始された場合、本条第2項の違約金の支払いを要しないこととします。この場合において、本サービス「お手軽導入プラン」の利用開始日は、本サービス「通常プラン」の利用開始日とします。

<p>5. 契約者から本サービス「ライトプラン」を本サービス「通常プラン」へ変更のお申込があった場合、本サービス「通常プラン」に適用される最低利用期間の起算日となる利用開始日は、本サービス「ライトプラン」の利用開始日とします。また前第2項、前第3項の違約金は、「通常プラン」に変更のお申込があり、当社が通常プランへの変更を完了した時点のID数により算定する料金を基準とします。</p>	<p>5. 契約者から本サービス「ライトプラン」を本サービス「通常プラン」へ変更のお申込があった場合、本サービス「通常プラン」に適用される最低利用期間の起算日となる利用開始日は、本サービス「ライトプラン」の利用開始日とします。また前第2項、前第3項の違約金は、「通常プラン」に変更のお申込があり、当社が通常プランへの変更を完了した時点のID数により算定する料金を基準とします。</p> <p><u>6. 契約者から本サービス「スマホプラン」を本サービス「通常プラン」へ変更のお申込があった場合、本サービス「通常プラン」に適用される最低利用期間の起算日となる利用開始日は、本サービス「スマホプラン」の利用開始日とします。また前第2項、前第3項の違約金は、「通常プラン」に変更のお申込があり、当社が通常プランへの変更を完了した時点のID数により算定する料金を基準とします。</u></p>
<p>第7条～第38条（略）</p>	<p>第7条～第38条（略）</p>
	<p><u>附 則（2023年7月25日 CAS3サ000400000169-01号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、2023年7月31日から実施します。</u></p>